

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靭化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する自然災害にかんがみ、防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する国土強靭化に集中的に取り組むとともに、更に充実強化すること。
- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。
- (3) 事業年度が令和2年度までとされている防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

2. 地震・津波・火山対策の充実強化について

- (1) 地域における地震・津波・火山等災害防災対策を着実に推進するため、被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。
- (2) 発生が懸念されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、各都市自治体に示すとともに、シミュレーション映像を活用するなど、国民に対する効果的な啓発に取り組むこと。
また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。
- (3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所などの避難施設、避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。
- (4) 被害防止や避難経路等の確保を図るため、ブロック塀等の危険個所の点検・補強補修・撤去工事等に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地

域の実情に応じた改修ができるようにすること。

- (5) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業について、財政措置を拡充すること。
- (6) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。
- (7) 火山活動の常時監視・観測体制を強化するため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。
- (8) 火山活動による被害想定調査を早急に実施するとともに、新たな火口や被害想定に即したハザードマップを作成・改訂すること。
- (9) 火山活動による広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

3. 台風・豪雨等の気象災害対策の推進について

- (1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進に係る十分な支援措置を講じること。
また、都市自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。
また、排水機場や排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (4) 土砂災害法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了するとともに、都市自治体が実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る支援

を充実すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転等に係る支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

- (6) 平成30年7月豪雨を踏まえ、気候変動の影響等により今後も頻発することが懸念される施設規模を上回る異常洪水から地域住民の安全・安心を確保するため、ダム管理者等と十分に検討し、事前放流などの効果的なダムの操作、洪水調整容量の増大、ダムの操作に関わる有効な情報提供など、ハード・ソフト面から万全の対策を講じること。
- (7) 近年の豪雨災害を踏まえ、住民の自主的な避難行動につながるよう河川監視カメラの増設や地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど、新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

4. 雪害対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る財政措置を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金においても適切な財政措置を講じること。
また、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。
- (2) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債については、防災・減災対策の取組が計画的に実施できるよう、対象事業を拡充するとともに、恒久化を図ること。
- (2) 災害対応の中心施設となる庁舎の建替えや耐震化等について、市町村役場機能緊急保全事業の期間を延長するとともに、財政措置を拡充すること。
また、その他防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

- (3) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
 - (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充するとともに、被災者支援体制を充実強化するために必要な措置を講じること。
 - (5) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。
 - (6) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。
- また、多様な情報伝達手段を確保するために必要な措置を講じること。

6. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 大規模災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は地方や関係機関との連携強化に努めること。
- (2) 国主導により、都道府県域を越えた広域避難計画を策定するとともに、広域避難に際し混乱が生じることのないよう、広域避難時における避難情報の発令のあり方などについて明確化すること。
- (3) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。
- (4) 被災地方公共団体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じることなどにより、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

特に、近年の災害では、被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保の方策について検討すること。

- (5) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。
- また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。

(6) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、全国統一的な被災者支援システムを構築すること。

(7) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。

(8) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適當であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

また、償還事務に係る被災自治体への財政措置や災害援護資金の償還免除対象を判断するための所得確認の仕組みを構築すること。

(9) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、一時滞在施設、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

7. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 消防救急デジタル無線の整備・維持管理、消防の広域化、消防庁舎の建替え、救急隊の増隊に係る経費、消防車両及び救助活動用資機材の整備、高速自動車国道における消防業務等、消防力強化に係る財政措置を拡充すること。

(2) 常備消防及び非常備消防に対する交付税措置については、集落の点在状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した措置とすること。

(3) 消防団員の人員及び安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防団の装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。